
 パキスタン投資環境

2021年5月

みずほ銀行

国際戦略情報部

【目次】

I. 基礎情報

【I-1】アジア主要国経済指標	P.3
【I-2】基礎データ・概況	P.4
【I-3】経済構造(産業・貿易)	P.5
【I-4】社会・経済の特徴	P.8
【I-5】経済情勢	P.9
【I-6】政治情勢	P.13
【I-7】直接投資動向	P.14
【I-8】投資先としてのポテンシャル	P.17

II. 投資関連情報

【II-1】労働関連情報	P.19
【II-2】特別経済区	P.20
【II-3】税務関連情報	P.21
【II-4】物流関連情報	P.24
【II-5】金融関連情報	P.25

III. 拠点設立

【III-1】進出形態	P.27
【III-2】撤退	P.28

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】外資規制	P.30
【IV-2】投資奨励制度	P.31
【IV-3】会社法	P.32
【IV-4】為替管理制度	P.33
【IV-5】貿易制度	P.35
【IV-6】通貨規制	P.37
【IV-7】資金調達	P.38
【IV-8】不動産関連規制	P.39

I . 基礎情報

II . 投資関連情報

III . 拠点設立

IV . 各種規制・恩典・参考情報

【I - 1】アジア主要国経済指標

国・地域名	パキスタン	ミャンマー	ベトナム	ラオス	カンボジア	インド
人口 (百万人)	208.6	53.2	97.4	7.3	15.7	1,378.6
名目GDP (億米ドル)	2,628	813	3,408	191	260	27,088
実質GDP成長率 (前年比)	-0.4	3.2	2.9	-0.4	-3.5	-8.0
一人あたりGDP (米ドル)	1,260	1,527	3,499	2,626	1,655	1,965
2021年GDP成長率見込み	1.5	-8.9	6.5	4.6	4.2	12.5
信用格付(S&P) as of Mar 2021	B-	n.a.	BB	n.a.	n.a.	BBB-
国・地域名	スリランカ	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	中国
人口 (百万人)	21.9	270.2	69.8	32.9	108.8	1,404.3
名目GDP (億米ドル)	807	10,596	5,019	3,383	3,622	147,228
実質GDP成長率 (前年比)	-3.6	-2.1	-6.1	-5.6	-9.5	2.3
一人あたりGDP (米ドル)	3,679	3,922	7,190	10,270	3,330	10,484
2021年GDP成長率見込み	4.0	4.3	2.6	6.5	6.9	8.4
信用格付(S&P) as of Mar 2021	CCC+	BBB	BBB+	A-	BBB+	A+

(出所) IMF - World Economic Outlook Database April 2021 Edition / S&Pのホームページより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

※数値は2020年ベース／2021年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値

S&P格付定義: A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化からやや影響を受けやすい

BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い

BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対して脆弱性を有し、状況次第で債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。

※S&P信用格付については2021年3月31日時点

【 I -2】基礎データ・概況



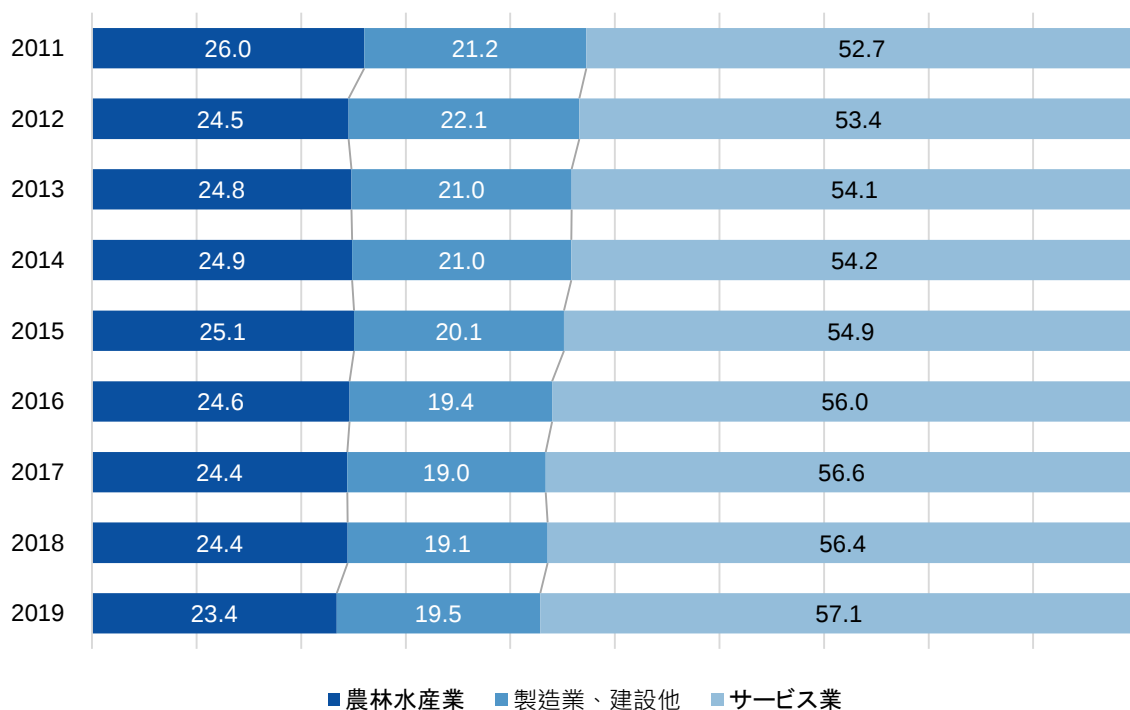
人口	: 2億860万人（2020年度IMF）※世界第6位の人口
面積	: 約79.6万km ² ※日本の約2倍
首都	: イスラマバード
地方行政	: 4つの州と連邦直轄地区で構成
言語	: 国語 ウルドゥー語、公用語 英語
民族	: パンジャブ人、パシュトゥーン人、シンド人、バローチ人
宗教	: イスラム教
通貨	: パキスタン・ルピー (2021年3月末時点: 1米ドル=152.66ルピー、1日本円= 1.38ルピー)
政治	: 連邦共和制
元首	: アリフ・アルビ大統領
議会	: 2院制
首相	: イムラン・カーン
歴史	: 1947年、英領インドより独立 1971年、インド=パキスタン戦争により東パキスタンがバングラデシュとして分離独立
GDP	: 名目GDP 2,628億米ドル、一人あたりGDP 1,260米ドル（2020年度IMF） 実質GDP成長率 ▲0.4%（2020年度IMF）
主要産業	: 農業、繊維産業
危険度	: イスラマバード首都圏、ラホール市、カラチ市（レベル2: 継続）

（出所）外務省、JETRO、IMFより みずほ銀行国際戦略情報部作成

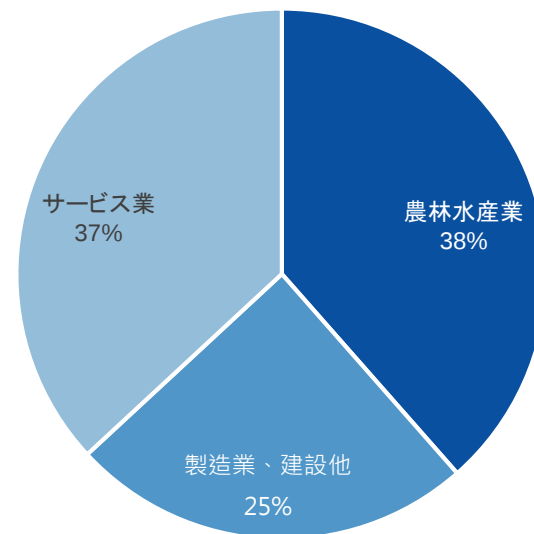
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- 農林水産業の就労者が全体の約4割と非常に高いものの、近年はITを中心としたサービス業の比率が拡大
- 繊維・アパレル産業が基幹産業で、いずれも国内の綿花生産量に大きく左右されるため、農業部門と製造部門の関連性が高く、農業部門の好不調に経済全体が左右されやすい構造

産業別GDP構成比



産業別就業人口割合(2018年)

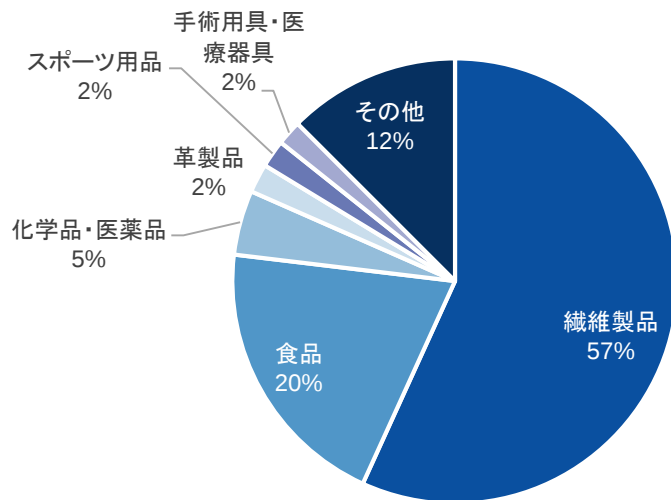


(出所)アジア開発銀行より みずほ銀行国際戦略情報部作成

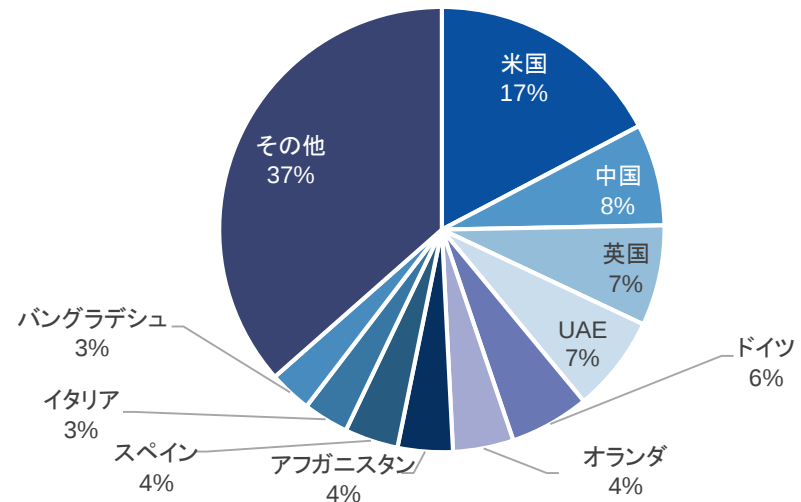
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

- 輸出は、綿織物やニット・繊維製品などが約6割を占めており、付加価値の低い一次産品またはその加工品が多く、価格面など輸出競争力に欠ける点が課題
- 国・地域別では、米国や中国、英国の他に、アフガニスタンやバングラデシュなど輸出先が広く分散。UAEやアフガニスタンへの輸出が安定的に継続しており、パキスタンが中央アジアや中東へのゲートウェイとしての役割が期待される

財別輸出内訳(2019年)



国・地域別輸出内訳(2019年)

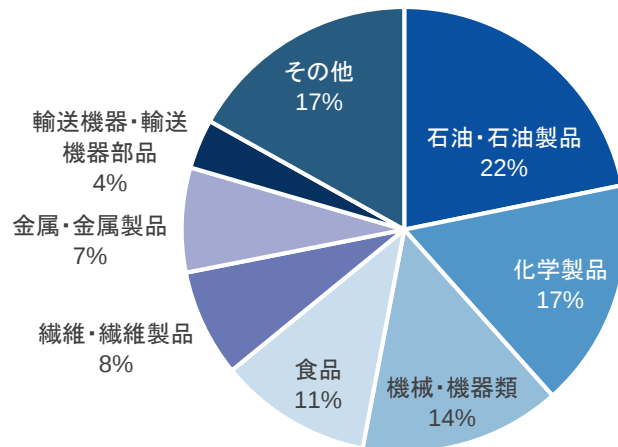


(出所)JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

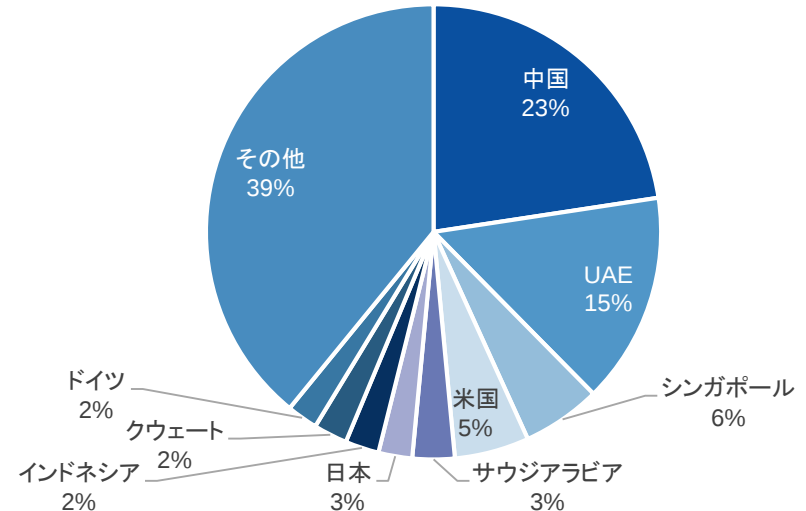
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

- 財別では、最大の輸入品目は原油・石油製品で約2割のシェアを占め、農業用肥料などの化学製品や、繊維・通信・発電用などの機械・機器類が続く
- 国・地域別では、中国とのFTAによる効果や、中国・パキスタン経済回廊(CPEC: China-Pakistan Economic Corridor)関連の事業による資本財輸入により、中国が最も大きなウェイトを占める

財別輸入内訳(2019年)



国・地域別輸出内訳(2019年)



(出所)JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 4】社会・経済の特徴

- 2019年7月、IMFがエネルギー産業の立て直しなど財政再建を条件として、3年間にわたる約60億米ドルの融資を決定。中国との関係を維持しながら、如何に外貨不足を補うかが今後の課題
- 新型コロナウイルスの影響による経済悪化を背景に、インドとの貿易再開に向けた歩み寄りもみられる

経済

- 1960～1980年代は「緑の革命」と呼ばれる農業技術革新による生産性向上により、GDPが平均5%台と高い成長率で推移。しかし1990年代は防衛費の増大や政治的閉塞感から成長率は停滞、「失われたパキスタン」と呼ばれる
- 2000年代は工業部門やITサービス部門が成長したものの、政治的混乱や外国投資の減少、原油高、財政赤字の拡大等により、経済成長はさらに後退。2008年、IMFに対して融資を要請
- 近年は、「中国・パキスタン経済回廊(CPEC)」構想に基づく中国のインフラ開発プロジェクトが進み国内経済が一時活性化した一方で対外不均衡が累積し経常赤字が拡大。外貨準備高の不足と、ばらまき政策の結果、財政赤字に苦しんでいる状況

政治

- 1947年に独立以降、民政と軍政が繰り返され、2008年以降は民主政権が継続
- 2018年、軍の支持基盤を背景に、カーン党首率いるパキスタン正義運動(PTI)を中心とする連立政権が発足。「イスラム福祉国家」の建設をめざし、ヘルスケアや教育、セーフティネットなどの社会改革や汚職撲滅を掲げた
- カーン首相については、景気減速や、新型コロナウイルスの影響が重なり、2018年8月就任当初の人気の陰りがみられるものの、軍との良好な関係を維持しながら今後も政権を維持する見通し

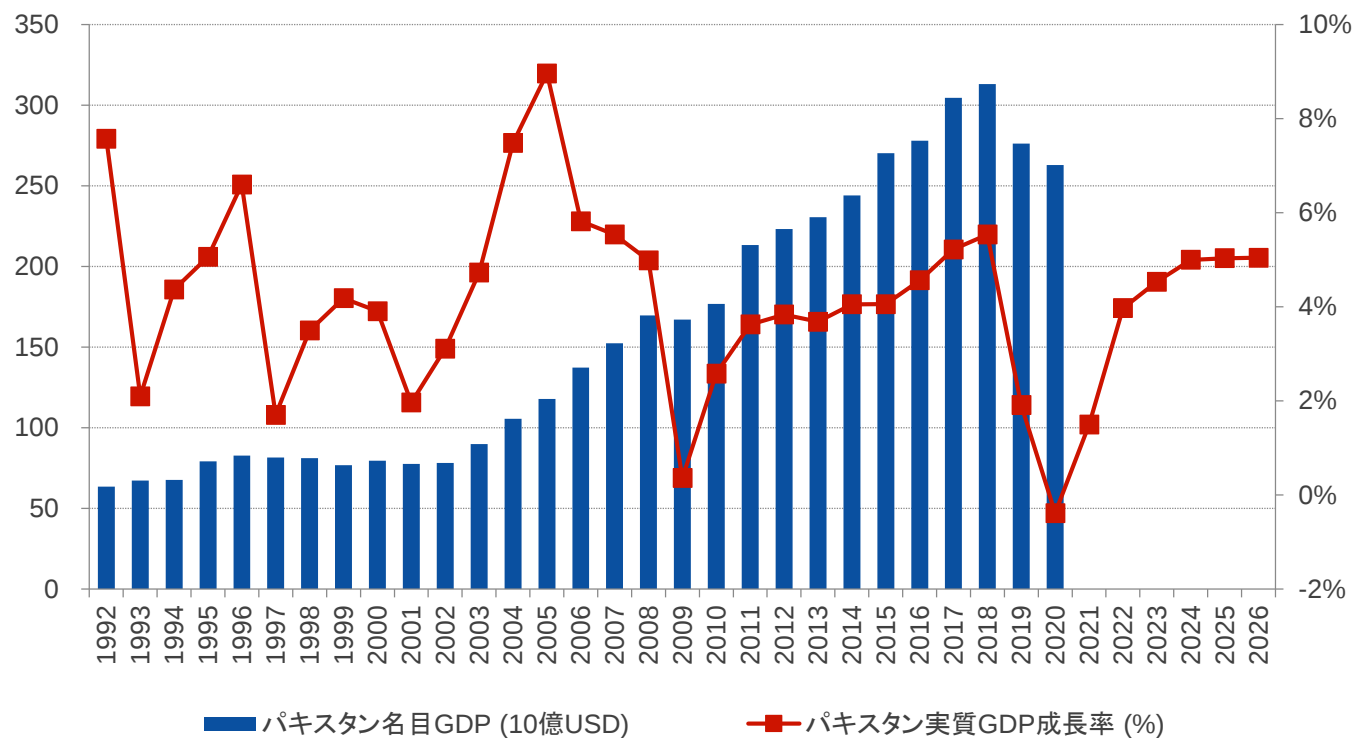
外交

- 歴史的に西側諸国との友好関係を維持する一方、インドへの対抗もあり、CPEC事業等を通じて、近年、中国との関係を強化
- 2019年、インドの治安部隊が狙われた自爆テロへの報復とみられるインド軍による空爆や、インド側の実効支配地域であるジャム・カシミール州の自治権剥奪をきっかけに、インドとの関係は急速に悪化
- 2021年、印パ両国は停戦を発表。カーン政権はインドやアフガニスタン等の近隣国との関係重視に転換しており、インドとの長期的な和平に向けた対話を再開する見通し

【 I - 5】経済情勢①～中長期の成長推移

- 2020年、新型コロナウイルス封じ込めのために観光業停止や、非必需品関連企業の閉鎖が影響、GDP成長率は▲0.4%まで下落、1952年以来68年ぶりにマイナス成長となった

名目GDPおよび実質GDP成長率推移



(注) 名目GDPは2021年以降n/a

(出所) IMF - World Economic Outlook Database April 2021 Editionより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-5】経済情勢②～アジア諸国との比較

- 各国・地域とも2020年からの回復を見込むものの、コロナ前の経済水準への回復は各国・地域でばらつきが生じる見通し
- パキстанは、政府による金融緩和などもあり景気回復の見込みながら、実質GDP成長率4-5%台までの回復には時間を要す見通し

アジア経済見通し総括表(長期)

(単位: %)

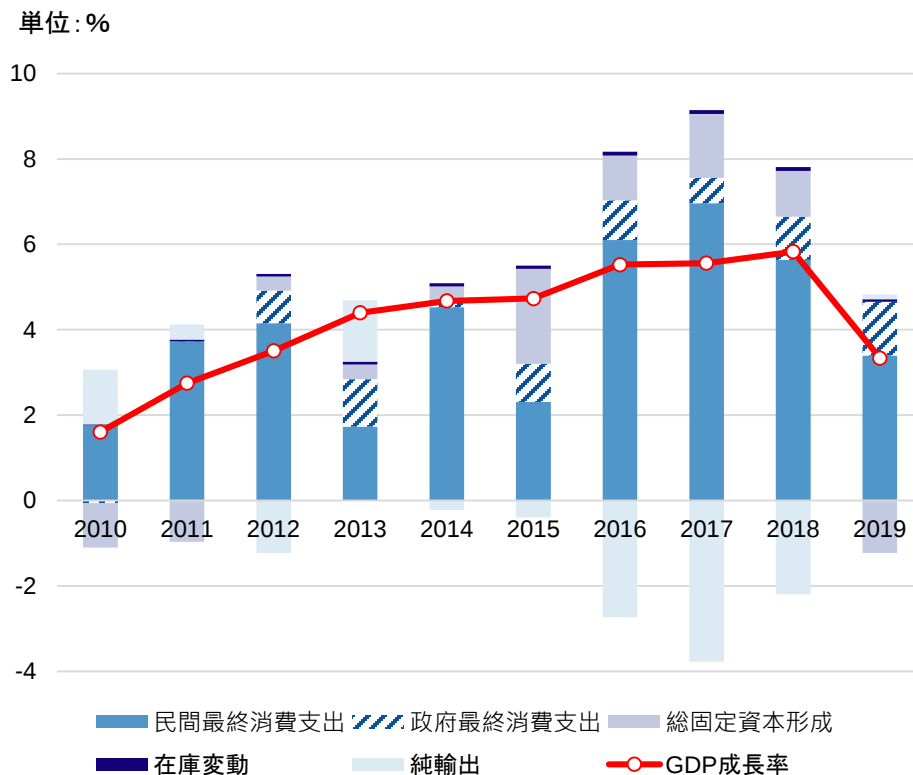
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
アジア	6.3	6.1	5.2	▲ 1.6	6.8	4.7	4.5	4.3	4.2
中国	6.9	6.7	6.1	1.9	7.1	5.0	4.9	4.7	4.6
NIEs	3.4	2.9	1.8	▲ 1.2	3.0	2.2	2.0	1.9	1.9
韓国	3.2	2.9	2.0	▲ 1.2	2.8	2.2	2.1	2.0	2.0
台湾	3.3	2.8	3.0	2.6	3.4	2.5	2.2	2.0	1.9
香港	3.8	2.8	▲ 1.2	▲ 6.1	2.4	1.4	1.0	0.9	0.8
シンガポール	4.3	3.4	0.7	▲ 6.3	3.3	2.2	2.2	2.0	2.0
ASEAN5	5.4	5.3	4.8	▲ 3.9	5.3	4.6	4.3	4.2	4.2
インドネシア	5.1	5.2	5.0	▲ 2.5	4.5	4.4	4.0	4.0	4.0
タイ	4.1	4.2	2.4	▲ 6.4	2.7	2.4	2.3	2.1	2.1
マレーシア	5.8	4.8	4.3	▲ 5.6	6.8	4.1	3.9	3.7	3.7
フィリピン	6.9	6.3	6.0	▲ 9.8	8.2	6.2	5.8	5.7	5.6
ベトナム	6.8	7.1	7.0	2.8	7.3	6.8	6.8	6.4	6.3
インド	6.6	6.8	4.9	▲ 8.8	8.8	4.9	4.6	4.2	4.3
バングラデシュ	7.3	7.9	8.2	3.8	4.4	7.9	7.3	7.3	7.3
スリランカ	3.6	3.3	2.3	▲ 4.6	5.3	5.0	4.6	4.7	4.8
パキスタン	5.2	5.5	1.9	▲ 0.4	1.0	4.0	4.5	5.0	5.0

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによるGDPシェア(購買力平価ベース)により計算(2020年12月時点)
(出所) 各国・地域統計、CEIC Dataより みずほリサーチ&テクノロジーズ、みずほ銀行国際戦略情報部作成

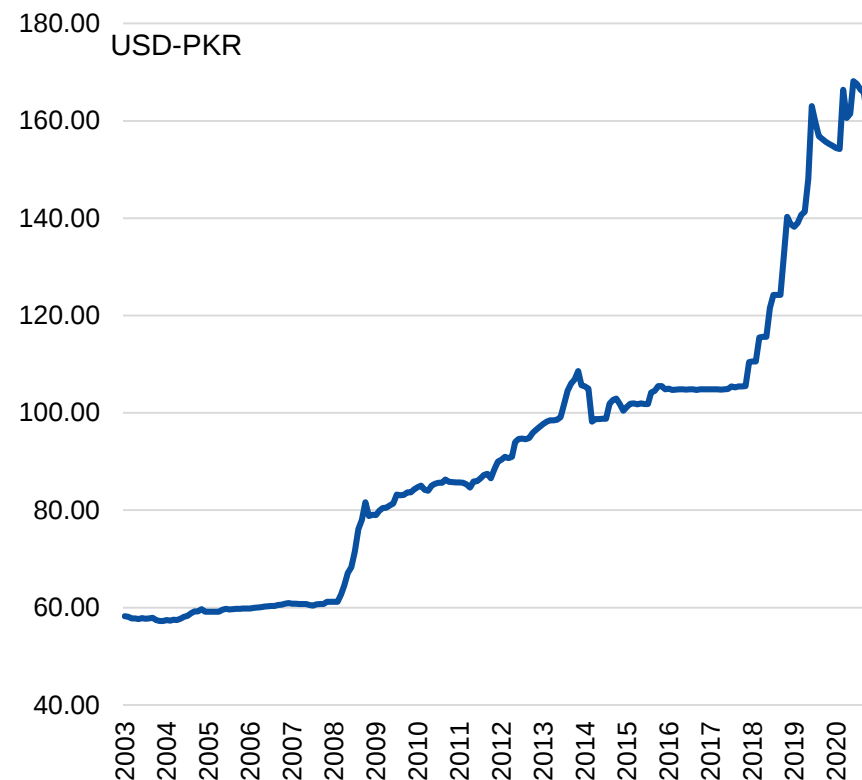
【 I - 5】経済情勢③～実質GDP成長率と為替

- 2019年は、利上げと緊縮財政の影響による個人消費の減退と、インフラ投資の減少により実質GDP成長率が下落。2020年は新型コロナウイルスの影響により、更に減少となる見通し
- 2018年以降、需給ギャップを要因とするルピー安が加速、輸入コストの上昇が企業経営に大きく影響

実質GDP成長率(需要別)



パキスタンルピー相場(対米ドル)



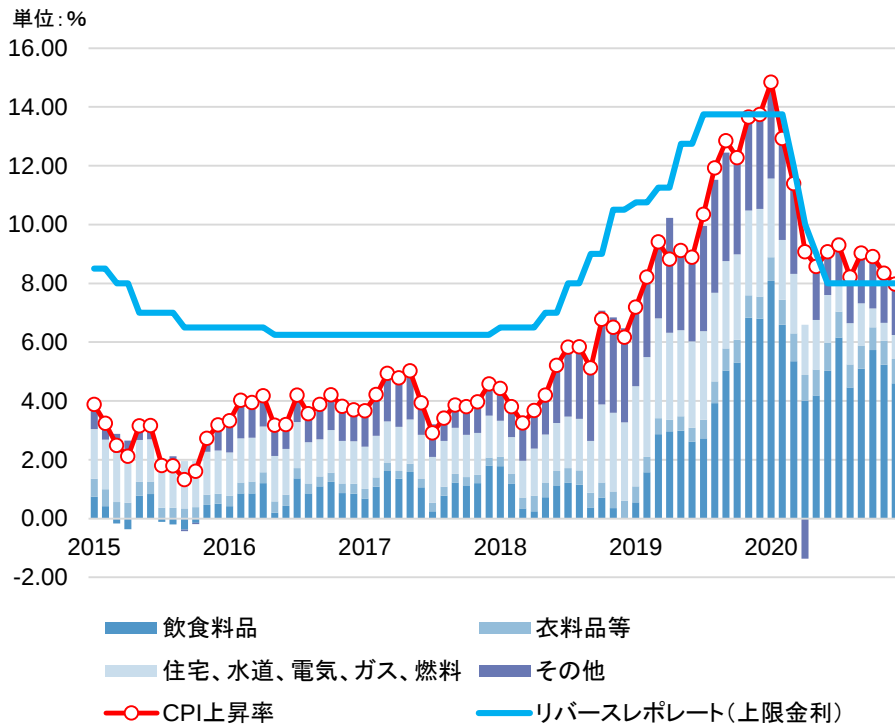
(出所) 国連National Accountsより みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所) IMF "International Financial Statistics"より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 5】経済情勢④～消費者物価指数と財政

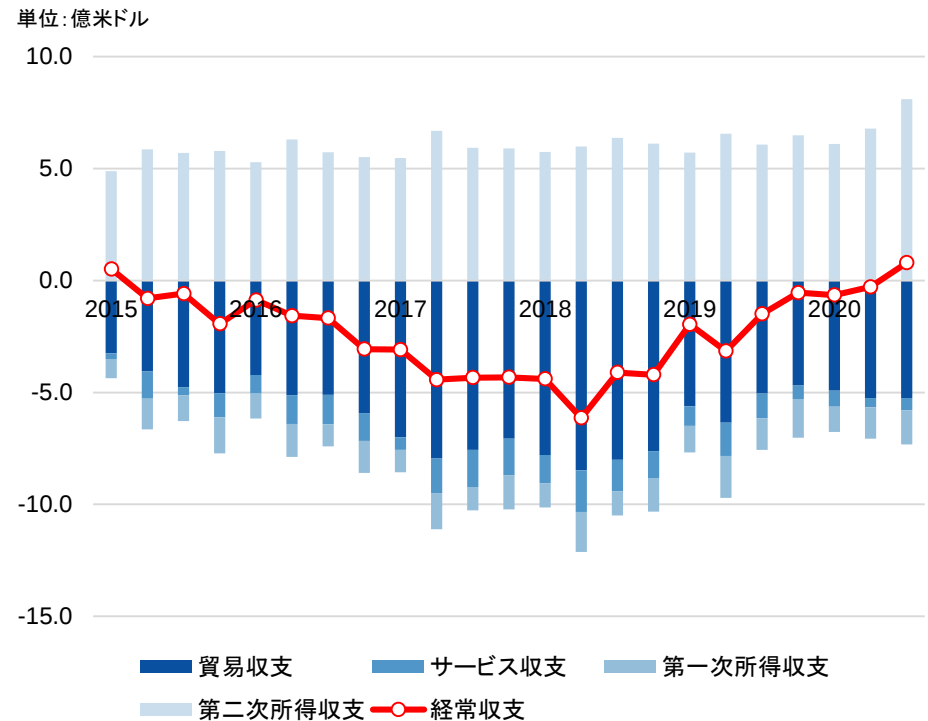
- 消費者物価指数(CPI)上昇率については、2018年以降ルピー安の影響により物価上昇のペースが加速したが、2020年1月の14.8%をピークに下落。足元は8-9%程度の水準で推移
- 中東を中心とする海外就業者からの郷里送金が貴重な外貨の獲得源となっており第二次所得収支は黒字。一方で、原油の純輸入国であることから原油価格の影響を受けやすく、貿易収支は赤字を継続

消費者物価指数(CPI)上昇率(品目別寄与度)



(出所) IMF "International Financial Statistics"より みずほ銀行国際戦略情報部作成

経常収支



(出所) IMF "BOP / IIP"より みずほ銀行国際戦略情報部作成

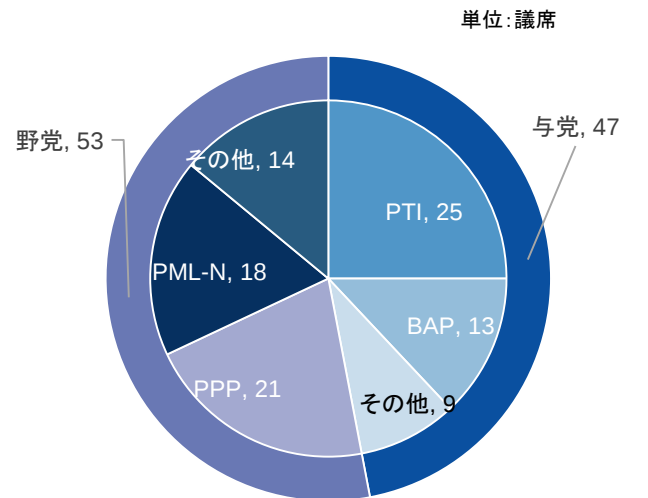
【 I - 6】政治情勢

- 元首である大統領は上下両院および4州議会議員の間接選挙により選出され、行政責任者である首相については国会の指名に基づいて大統領が任命
- 2018年、下院議会が任期満了のため解散。総選挙の結果、野党PTI(パキスタン正義運動)が勝利、カーン党首が首相に就任。選挙で政権交代したのは2013年以来2度目で、民主政治が徐々に浸透
- 2021年、上院選挙の結果、カーン首相率いる与党パキスタン正義運動(PTI)が48議席中18議席を獲得し第1党を確保(与党としては23議席から47議席へ議席数を増加)

パキスタン国会の仕組み

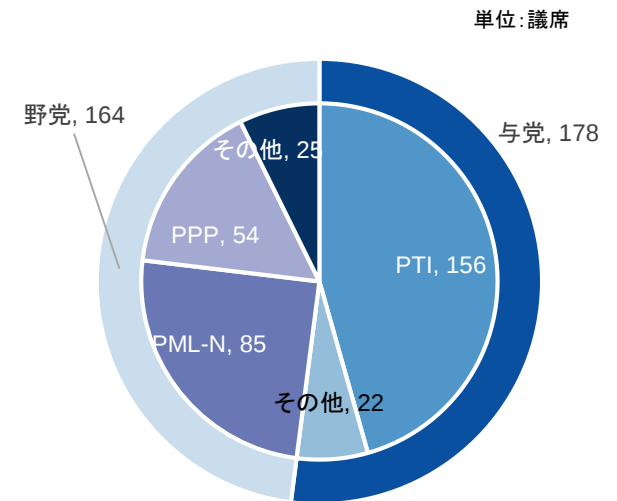
上院 (元老院)	- 任期6年(3年ごとに半数改選) - 定数104議席(間接選挙) 92議席:4つの州議会議員により選出 12議席:首都イスラマバードと北西部の部族地域から選出
下院 (国民議会)	- 任期5年 - 定数342議席(小選挙区制) 60議席:女性枠 10議席:非イスラム教徒枠

2021年3月選挙後上院政党別議席数



PTI : パキスタン正義運動
BAP : バロチスタン人民党
PPP : パキスタン人民党
PML-N: パキスタン・ムスリム連盟ナワズ派

2018年7月選挙後下院政党別議席数

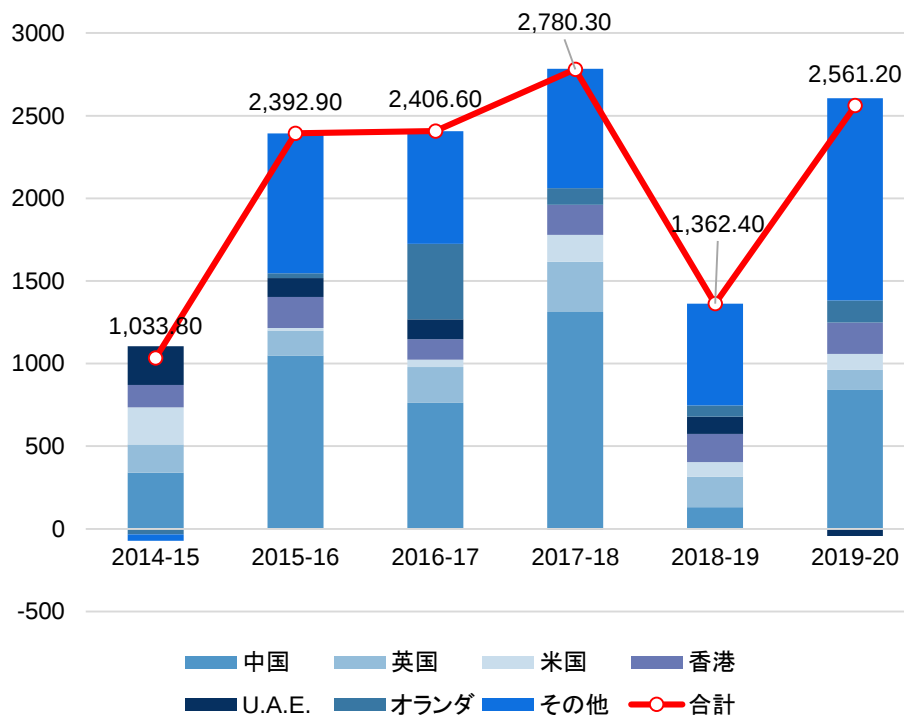


【I-7】直接投資動向①～世界からの投資

- 近年、急速に投資が増加しているのは、中国・パキスタン経済回廊(CPEC)関連事業に基づく、中国の建設会社や電力会社からの投資で、他国・地域別の投資額を大きく上回る水準
- CPECで電力開発プロジェクトが多く実施されていることから、業種別では電力分野における投資が多い

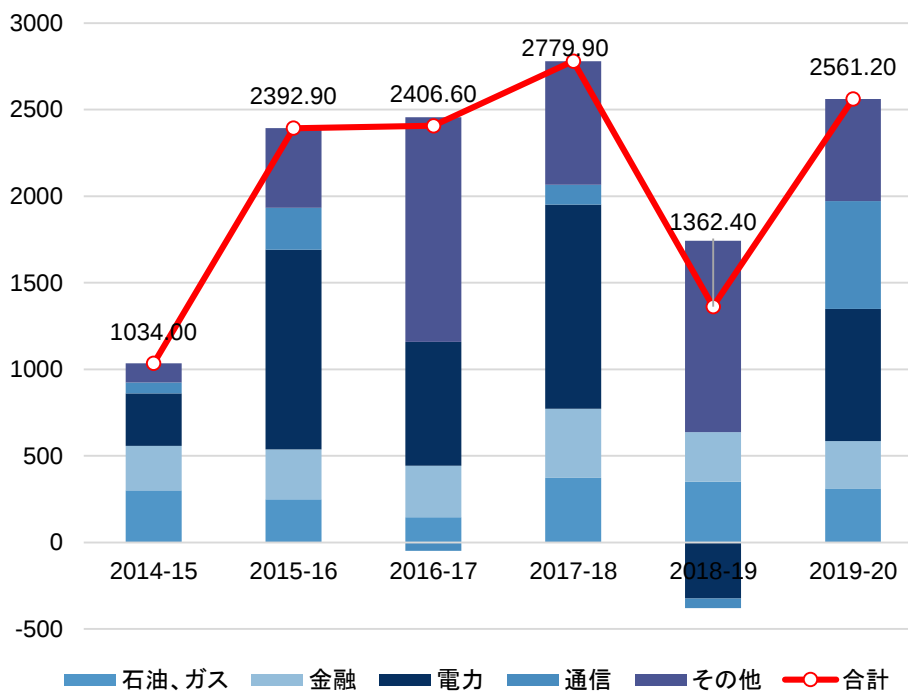
国・地域別推移

単位:百万米ドル



業種別推移

単位:百万米ドル



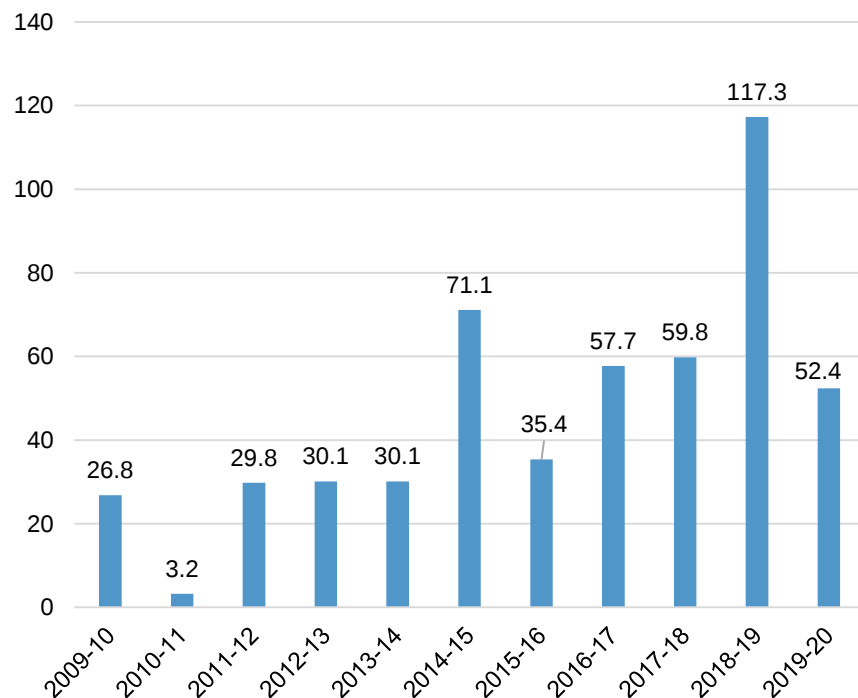
(出所)パキスタン投資庁より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-7】直接投資動向②～日本からの投資

- 自動車市場はトヨタ自動車、本田技研工業、スズキの3社が2018年末時点で90%以上のシェア(乗用車では100%)を占めており、2018年、双日が現地財閥と韓国・現代自動車の自動車組立および卸売・小売事業に参入(総事業費150億円)
- 輸送機器以外では、味の素や森永乳業の食品メーカーが現地財閥との合併にて現地へ進出

日本からの直接投資フローの推移

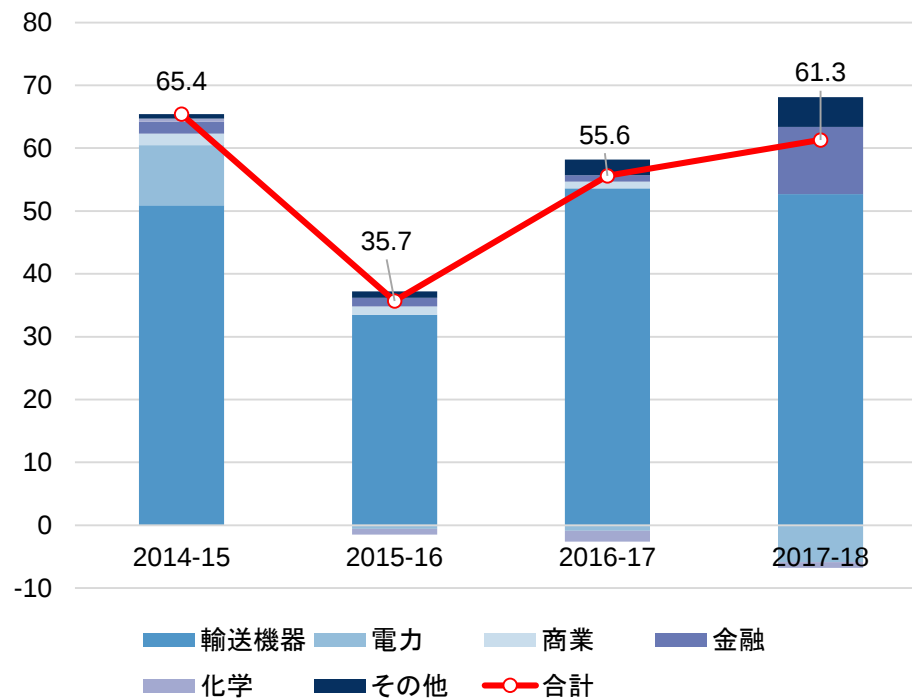
単位: 百万米ドル



(出所) パキスタン投資庁より みずほ銀行国際戦略情報部作成

日本からの対内投資額(業種別内訳)

単位: 百万米ドル



(出所) 経済産業省調査資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 7 】 直接投資動向③～日系企業の進出状況

- 1982年にスズキが自動車工場を設立後、日産自動車、トヨタ自動車、本田技研工業が追随。日系企業の進出先は経済の中心都市であるカラチが多く、ラホールやイスラマバードにも所在
- 近年、進出日系企業の社数は70-80社程度の水準が継続

主な日系進出企業

【製造業】

ニプロ

【建設】

飛島建設

【製造業】

本田技研工業、サンデン、DIC、関西ペイント、日本ペイント

【商社・物流】

豊田通商、日本郵船

【製造業】

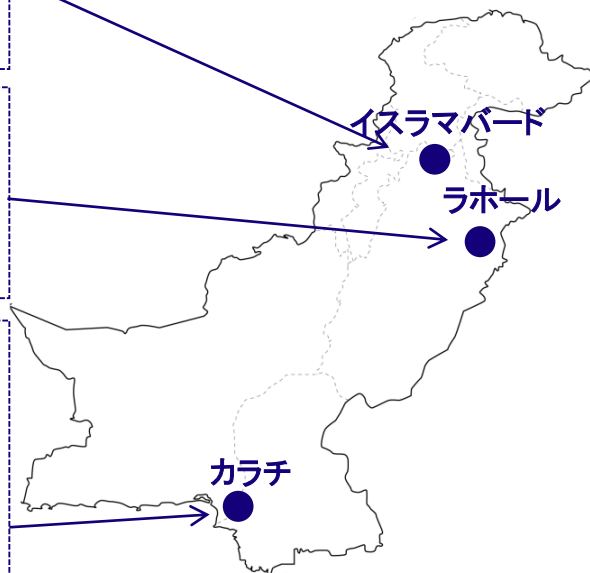
スズキ、トヨタ自動車、日産自動車、日野自動車、ヤマハ発動機、デンソー、トヨタ紡織、GSユアサ、伊藤忠丸紅鉄鋼、メタルワン、大塚製薬、味の素、YKK

【商社・物流】

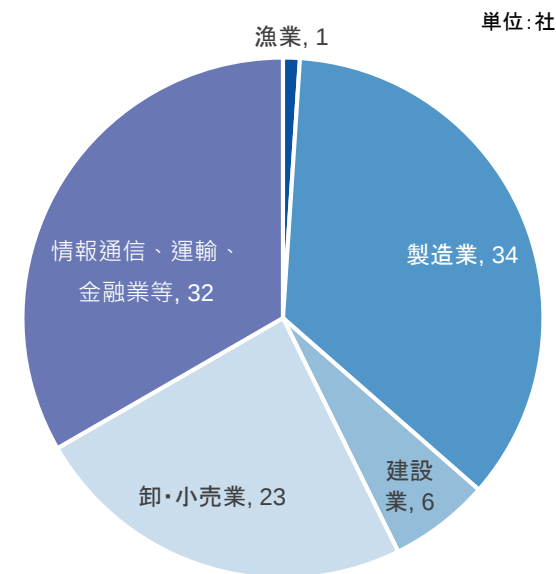
三菱商事、三井物産、住友商事、伊藤忠商事、丸紅、双日、ホンダトレーディング、商船三井

【金融】

三菱UFJ銀行、オリックス



業種別進出日系企業(2019年)



(出所) 外務省より みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-8】投資先としてのポテンシャル

- BRICsに次ぐ、新興国群「ネクスト11」として位置付けられており、今後の成長が期待される
- 基幹産業である繊維産業やアパレル産業の他に、自動車産業が集積。自動車開発政策(ADP: Automotive Development Policy)に基づき、新規の外資自動車メーカーによる国内生産の誘致を進める

投資における魅力

市場	- 人口2億人と世界第6位の人口を抱えた成長性の高い市場 - 自動車市場(30万台)は日系メーカーがほぼ独占しており、今後50-100万台まで市場規模が拡大するとの予測もある
労働力	- 豊富な労働力 - 英語が公用語であり、英語に堪能な人材に恵まれている
親日国	第2次大戦後初の綿花輸入を通じて、日本の繊維業の復興に貢献

投資における留意点(課題)

インフラ	- 電力供給が不安定であり、日常的に停電が発生 - 水道網が全国をカバーできておらず、一部地域では配給タンクから水を購入する形態
治安	改善しつつあるものの、悪化懸念が払拭されておらず、安全の確保が課題
税制	- 輸入販売を阻害する高関税 - 複雑な税制(税務申告他)

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I . 基礎情報

II . 投資関連情報

III . 拠点設立

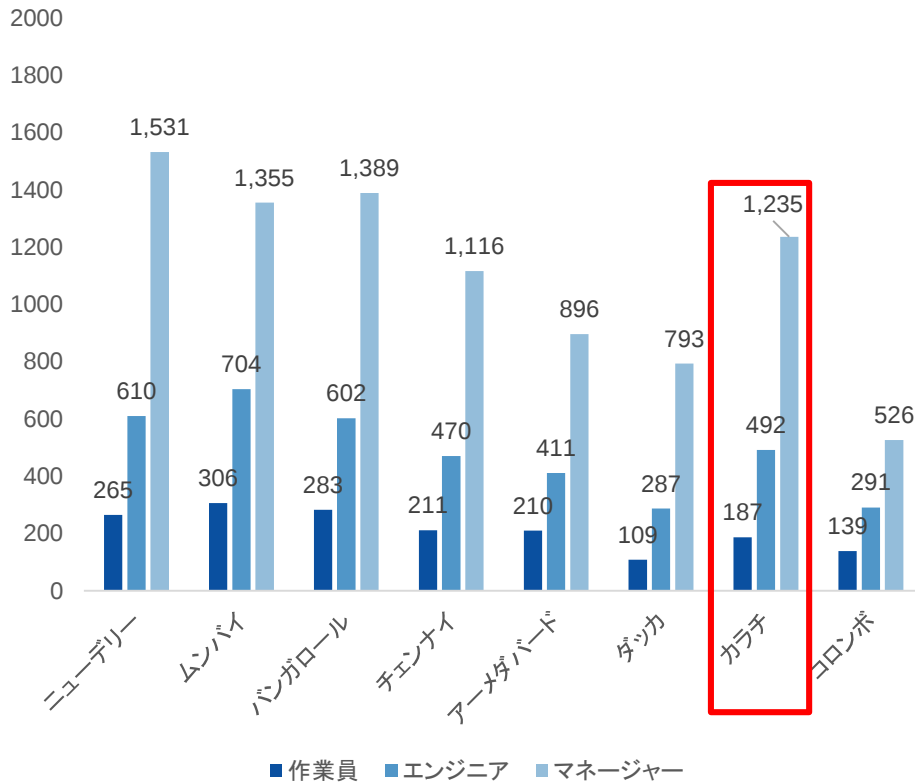
IV . 各種規制・恩典・参考情報

【Ⅱ－１】労働関連情報～労働コスト

- 製造業における作業員の月額賃金は187米ドルと、インド主要都市と比べて低い水準
- 非製造業のスタッフ賃金は379米ドルと、インド主要都市を下回り、バングラデシュ・ダッカとほぼ同じ水準

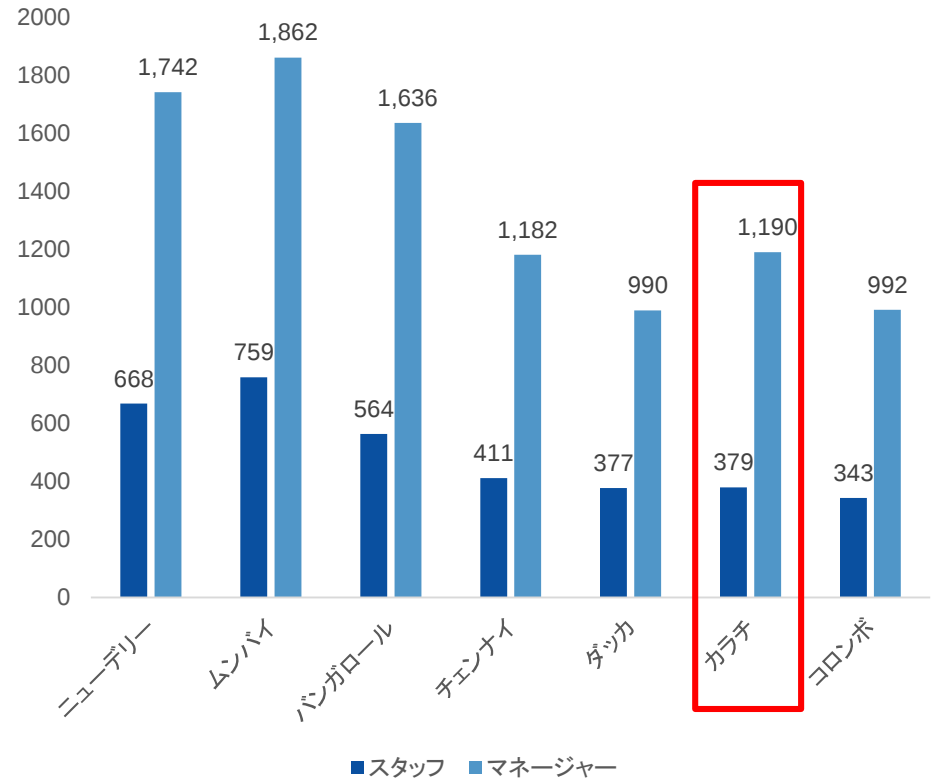
製造業の賃金比較(月額)

単位: 米ドル



非製造業の賃金比較(月額)

単位: 米ドル



(出所)JETRO「主要都市・地域の投資コスト比較」(2020年12月時点)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－2】特別経済区(SEZ)

- 2020年6月30日までに生産開始した企業は10年間所得税免除、それ以降に生産開始の企業は5年間の所得税の免除
- SEZに建設・設置される資本財に関しては、輸入関税等が一回免除
- 日系企業の利用実績はシンド州のビンカシムSEZのみ

カイバル・パクトウンクワ州

- ・ ハタール・フェーズVII SEZ
- ・ ラシャカイ SEZ

バローチスタン州

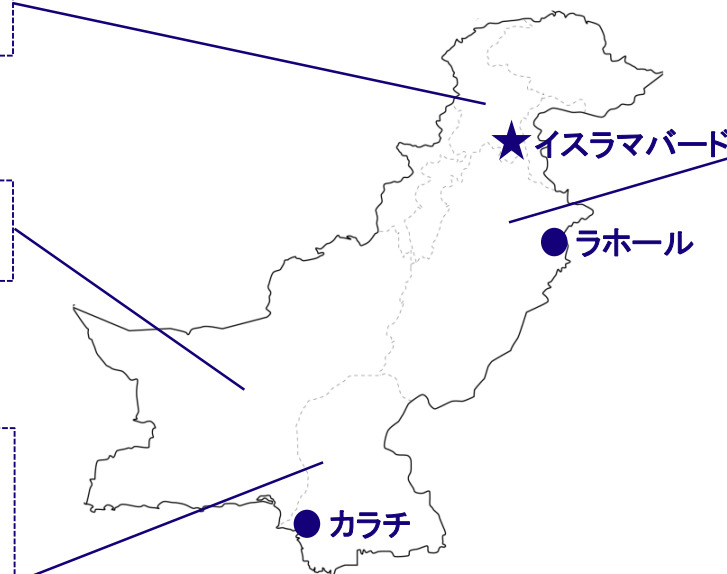
- ・ ハブSEZ
- ・ ボスターンSEZ

シンド州

- ・ ビンカシムSEZ
- ・ ハイルプルSEZ
- ・ コランギ・クリークSEZ
- ・ ナウシャロフェローゼSEZ

パンジャブ州

- ・ カーイデ・アーザムSEZ
- ・ M-3 インダストリアル・シティーSEZ
- ・ バリユー・アディッド・シティーSEZ
- ・ ラヒームハール・ハーン SEZ
- ・ アッラーマ・イクバル SEZ
- ・ オイル・ヴィレッジ SEZ
- ・ ヴェハリ SEZ
- ・ ラチャナ SEZ
- ・ バルワル SEZ



(出所)BOIより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－3】税務関連情報①～法人税

- 所得税法における法人に関する制度としては、法人所得税、源泉徴収税、売上高税などがあげられる

法人所得税

- ✓ 課税所得の算定においては、経費を差し引くことや、損失の繰り越し、タックス・クレジットの使用が可能

企業の税率	銀行の税率
21～29%	35%

源泉徴収税 (前払い所得税)

- ✓ 法人所得税は、通常税方式(NTR)によって納付されるが、特定の支払い・受け取りを行った場合には、最終税方式(FTR)が適用され前払い所得税が徴収されることがあり、この場合、経費の差し引き、損失の繰越、タックス・クレジットの使用は認められない。
- ✓ FTRで課税された源泉所得には、他の税は課税されない。

売上高税 (最低税)

- ✓ 売上高が1,000万ルピー以上の国内企業に適用
- ✓ 当該年度における売上高の1.5%相当額と法人所得税を比較し、大きい金額を支払う制度(売上総利益が赤字の場合も適用)
- ✓ 売上高税を支払った場合、法人所得税より多く支払った額については、5年間の繰り越しが可能。ただし、純損失(赤字)により法人所得税が該当しない場合は、繰り越しが認められない

【Ⅱ－３】税務関連情報②～源泉徴収税と関税・諸税

■ 税率は頻繁に変更となるため都度確認が必要

源泉徴収税

✓ 日本 - パキスタン租税条約 は2008年に改正・発効

支払いの種類	租税条約による制限税率
利子受取	10%
配当受取	持株割合50%以上 : 5% 25%以上 : 7.5% その他の場合 : 10%
ロイヤルティ・技術上の役務	10%

関税・諸税

✓ パキスタンの関税体系は単一関税制で、1969年税関法 (Customs Act 1969) に基づく

✓ 日本からの輸入に対しては、法定の固定税率が適用

✓ 輸入時に、前払い所得税として源泉徴収税が適用

課税項目	備考
一般関税	奢侈品や非必需品の関税率は高く、産業界に必要なプラント資材や機器類等については一般消費財に比べて低く設定
調整関税	特定の品目については、基本税率に加え、課税標準の100%までの調整関税が適用
追加関税	特定の品目については、基本税率に加え、課税標準の35%までの追加関税が適用
特別関税	国内産業と競合する特定の輸入品目は、基本税率に加え、特別関税が適用される場合あり
売上税	すべての輸入品に、関税支払い後の価額を課税標準として一律17%の課税 (従価税) が適用
連邦物品税	特定の輸入品、輸出品、国内製品、国内で提供されたサービスに対して適用

(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成 (2021年3月時点)

【Ⅱ－3】税務関連情報③～その他税制

個人所得税

✓ 給与所得が課税所得の75%以上の個人の場合、下記の税率が適用(2020/2021年度)

年間課税対象所得額	税率
60万ルピー以下	無税
60万超～120万ルピー以下	60万ルピーを超える部分の5%
120万超～180万ルピー以下	3万ルピー＋120万ルピーを超える部分の10%
180万超～250万ルピー以下	9万ルピー＋180万ルピーを超える部分の15%
250万超～350万ルピー以下	19.5万ルピー＋250万ルピーを超える部分の17.5%
350万超～500万ルピー以下	37万ルピー＋350万ルピーを超える部分の20%
500万超～800万ルピー以下	67万ルピー＋500万ルピーを超える部分の22.5%
800万超～1,200万ルピー以下	134.5万ルピー＋800万ルピーを超える部分の25%
1,200万超～3,000万ルピー以下	234.5万ルピー＋1,200万ルピーを超える部分の27.5%
3,000万超～5,000万ルピー以下	729.5万ルピー＋3,000万ルピーを超える部分の30%
5,000万超～7,500万ルピー以下	1,329.5万ルピー＋5,000万ルピーを超える部分の32.5%
7,500万ルピー超	2,142万ルピー＋7,500万ルピーを超える部分の35%

売上税

✓ 標準的な売上税率は商品の場合は17%。サービスの場合は、サービス業者が所在する州またはサービスが利用される州により、13～16%。

連邦物品税

✓ 特定の物品やサービスに課税される税金で、たばこ、ガソリン、航空、通信、金融サービスなどが対象

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成(2021年3月時点)

【Ⅱ－4】物流関連情報

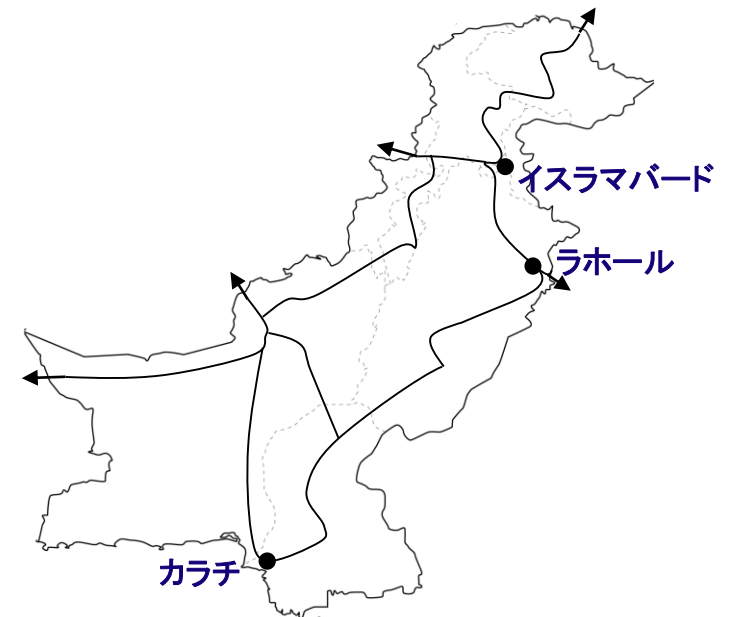
- パキスタンは中央アジアへの玄関口であり、アフガニスタンとの和平が実現すれば、アジア・ユーラシア・欧州を結ぶ物流ハブとなる可能性を内在
- 鉄道に比べ道路輸送インフラが整備されており、航空貨物は少量貨物を中心に増加

国内の物流環境

道路	・ パキスタン国内の道路延長は261,595km ・ 高速道路を含む主要幹線道路は12,131km ・ 中国・パキスタン経済回廊(CPEC)の開発では、5路線、計996kmの道路が整備される計画
鉄道	・ 全路線の軌道延長は11,881km ・ 火力発電に用いる石炭輸送のため、CPECの融資を用いて鉄道の高速化や能力拡大を実施
港湾	・ 国際港湾2カ所(カラチ・カシム)、グワダーに新しい港湾を整備中 ・ 漁業港3カ所(ミノラ、ガワダー、ケティ・バンダー)
航空	・ 国内の一般貨物は、主にパキスタン航空が輸送 ・ 輸出入貨物は、パキスタン航空の他、エミレーツやガルフなど外国の航空会社が参画

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

パキスタンのアジアハイウェイ路線

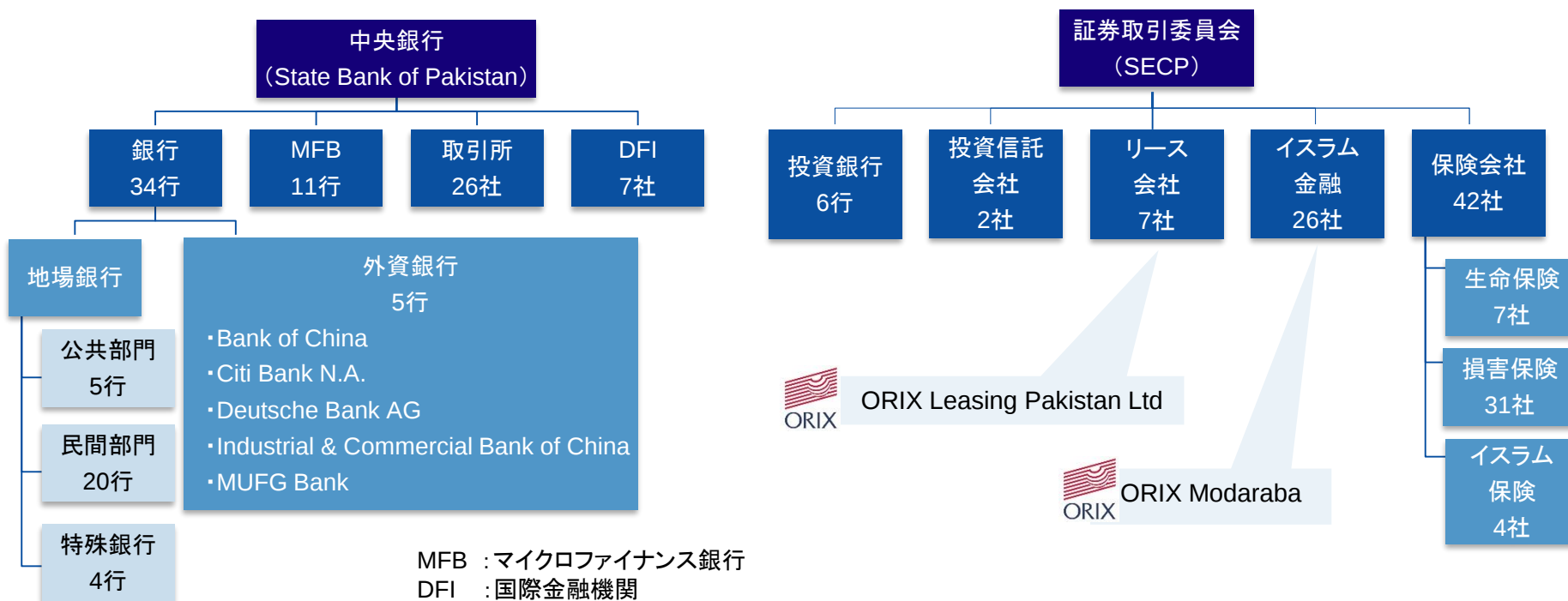


(出所)国土交通省より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－5】金融関連情報

- 中央銀行は、商業銀行および開発金融機関（パキスタン政府等が株式などの過半数を保持する金融機関で、重要な部門や産業・インフラプロジェクトへの資金供給などを通じ、パキスタンの経済発展に寄与することが目的）の監督を行う
- 2002年以降、開発金融機関を除くノンバンク等の監督は、中央銀行からパキスタン証券取引委員会に移管

金融機関の分類



(出所) 中央銀行資料(2019年12月時点)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

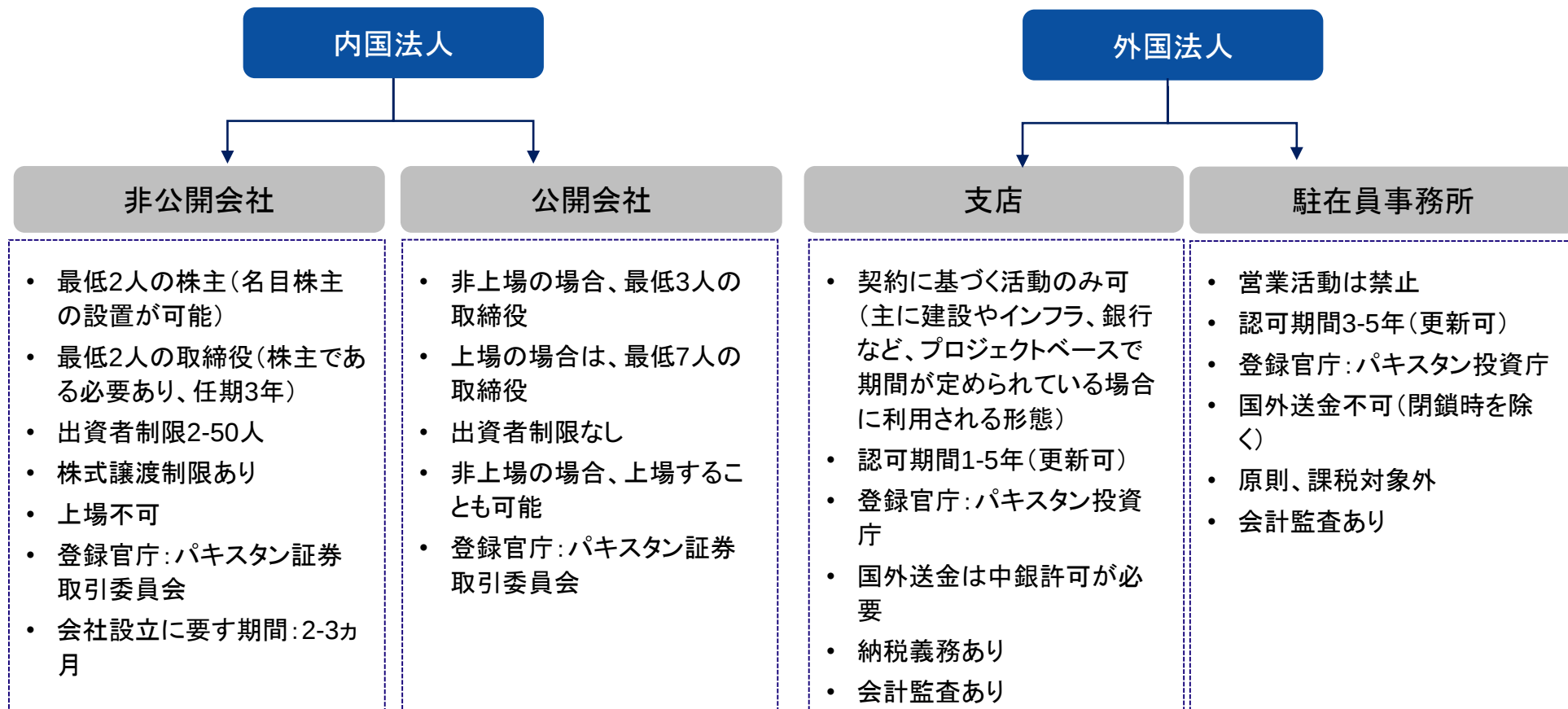
II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【Ⅲ－１】進出形態

- パキスタンでの外国企業による進出形態は、主に、現地法人、支店、駐在員事務所の3パターン
- 2017年有限責任事業組合法（LLP法）によりLLP形態での進出が可能となったものの、外国企業による採用の事例は少ない



（出所）各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－2】撤退

- 外国企業が会社を清算する方法は、手続き方法によって裁判所の命令による解散（強制解散）、任意解散（閉鎖・清算・破産）、裁判所の監督の下での解散の3パターン

撤退方法	適用となる事例・その他
裁判所の命令による解散	1. 企業が、特別決議により強制解散を受け入れた場合 2. 企業登記所等への決定報告に債務不履行が報告されるか、あるいは2年連続して株主総会で債務不履行が報告された場合 3. 企業が、設立後1年間活動を開始しない場合、あるいは1年間活動を停止した場合 4. 非公開会社の場合、株主が2人以下となった場合。公開会社の場合、株主が7人以下となった場合 5. 企業が債務を返済できなくなった場合 6. 企業が、非合法的活動や詐欺行為を行ったり、そのような行為をしているという疑念を抱かせたりした場合 7. 上場企業としての活動を停止した場合 8. 裁判所が解散したほうが良いと判断した場合 ・企業経営が行き詰まる ・企業の主要目的が達成困難 ・繰り返し損失が発生 ・株主の多数に対して攻撃的、抑圧的 ・不正に企業を設立 ・公共の利益に反する ・株主不在 など
任意解散	・株主総会での特別決議の承認により、企業の解散が可能
裁判所の監督の下での解散	・企業が解散を決議した場合、解散する企業、あるいは裁判所に解散を申請できる者の依頼に基づき、裁判所の監督の下での解散が可能

（出所）各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【Ⅳ－１】外資規制

- 特定の業種を除き外資規制はなく、小売業などのサービス業を含む大部分の業種において、外資100%での企業設立が可能
- 外資による製造業およびサービス業への投資に関し、最低資本金による制約はなし
- 外国人の就業規則は特になく、国内法に基づく。現地人の雇用義務もなし

政府の認可が必要な業種

1. 兵器および弾薬
2. 高性能爆薬
3. 放射性物質
4. 有価証券、貨幣、造幣
5. 酒類・アルコール類の製造所の新設(工業用を除く)

出資比率の上限がある業種

1. 航空
2. 銀行
3. 農業※
4. メディア

※企業関連法に基づいて設立された農業経営法人は
100%外資が認められているが、それ以外の農業分野
は外資出資上限あり(60%)

(出所)JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－2】投資奨励制度

- 加工食品製造業、物流業、繊維産業、ITおよびIT関連サービス業、自動車産業、住宅および建設業が奨励の対象

資本財輸入に 対する課税の減免

- 国内で製造されていない工場設備、機械類、機器類の輸入に関しては、関税が引き下げられており、国内で製造されている設備・機械等のリストは、「税関一般命令 (Customs General Order)」によって通知。エンジニアリング開発庁 (Engineering Development Board (EDB)) の証明書による認定も可能
- 国内で製造されていない工場設備、機械類、機器類の輸入に関する売上税の税率も引き下げられている

減価償却

- 税務初年度において、工場設備および機械類の減価償却率を25%とすることが認められている。ただし中古製品、輸送用車両、家具等は対象外
- 指定の農村地域・未開発区域における事業設立の場合、税務初年度の減価償却は90%となる

所得税法 (2001年) 第2付属書の 1260

- 2019年7月1日以降に設立された新規製造企業について、法人税および最低税を5年間免税
- 免税の適用条件は以下の通り
 - ✓ 新規製造企業は、以前に商業、工業、製造活動に利用されていない、制約がない土地に立地すること
 - ✓ 既存の施設を解体、改修などして建設されたものでないこと
 - ✓ 新規製造企業の事業開始前にパキスタンで設立された事業からの機械、プラント、または建物の移転によって形成されたものでなく、拡張プロジェクトの一部でないこと
 - ✓ パキスタンで以前に使用されておらず、EDBによって承認されたプロセスまたは技術を使用すること

【Ⅳ－３】会社法～株主総会と取締役会

- 株式会社の組織や運営について、2017年会社法で制定
- 取締役は株主である必要あり、取締役を兼務するCEOの選出が求められる

株主総会	定足数	・ 2名の物理的出席、または、25%以上の株式を保有する者※のビデオリンク参加 ※委任状による代理人の出席を含む
	決議要件	・ 普通決議：過半数（主な決議事項：決算書の承認、取締役の選任、配当宣言ほか） ・ 特別決議：75%以上（主な決議事項：商号変更、定款変更、資本金の変更、任意解散ほか）
	開催方法	・ ビデオリンク形式での参加が認められている
取締役会	定足数	・ 非公開会社の場合、定款で規定
	決議要件	・ 過半数
	開催方法	・ ビデオリンク形式での参加が認められており、一部事項については書面による決議も可能

（出所）各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－4】為替管理制度①～貿易取引

輸出決済

- ・ パキスタンから輸出され、税関に輸出申告が行われた貨物の代金は、中央銀行告示に基づき、支払期日または船積み後6ヵ月以内のうち、いずれか早い時期(または政令等により中央銀行から認定された期間内)に、外国為替公認銀行を通じ、認可された方法により入金されなければならない
- ・ 海外口座から入金を受ける口座は、換金可能な外国通貨建て口座、または米ドル口座、もしくはパキスタンルピー建て口座とする。ただし、取引条件または取消不能信用状が手形の期間を船積み日から180日とする場合、輸出業者は、輸出代金の本国送金日を船積み日より195日以内とすることができる

輸出外貨の 保有期間

- ・ 輸出業者が受け取った代金(外貨)は、国内の外国為替公認銀行の下にある口座に、最長で3営業日保持することが可能
- ・ 当該期間中に、他の外国為替公認銀行に当該輸出代金を売却することが許可される。外国為替公認銀行は当該保留外貨を、「規定範囲外の代金」として「特別輸出業者口座」に保管することが可能

輸入決済

- ・ 輸入代金の支払いには、L/C(信用状)で行うか、L/Cを開設せず契約などを登録するか、またはL/Cや契約登録を介さずに代金を直接送金する方法が存在
- ・ 2020年、輸入代金の前払い送金に関する規制が緩和された。外国為替公認銀行が、①製造業等の企業によって最終的に使用される原材料、スペアパーツ、および機械の輸入について製造等の企業と商業輸入業者に代わって請求書ごとに最大1万米ドルまたは同等の前払いを行うこと、②製造業企業が自社使用に限るプラント、機械、スペアパーツ、原材料などの輸入について、製造業企業に代わって、取消不能L/Cに対して最大100%の額まで輸入前払L/Cを行うことが認められる
- ・ 外国為替公認銀行は、製造および産業企業および商業輸入業者に代わって、製造等企業によって生産原料としてのみ使用される原材料およびスペアパーツの輸入について、オープン・アカウントベースで輸入支払いを行うことが認められる
- ・ 輸入品に対する前払いの場合、外国為替公認銀行は、輸入者から、前払い商品が輸入されず、関連する船積み書類が前払いの日から4ヵ月以内に外国為替公認銀行に提出されない場合、外国為替公認銀行は送金日から船積み書類の提出日まで前払いの金額に対して、月額1%のペナルティまたはその一部を徴収する

(出所)JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－４】為替管理制度②～貿易外取引

サービスの輸出

- サービスの輸出者は、パキスタン国内の外国為替公認銀行のもとにある外貨口座に正味獲得外貨の35%を保有することが認められる

ロイヤルティ フランチャイズ 専門技術料の 送金

- 製造業においては、使用料および技術料の支払いに関する制約はなし
- 農業、社会、インフラ、サービス分野でのロイヤルティ、フランチャイズ、専門技術料、サービス料の送金は、次の1～4の指針に基づいて許可される
 - 技術ノウハウの提供やブランド名の使用を許可する外国投資家または投資企業への最初の一時金の支払いは、販売代理店の数にかかわらず、1件あたり10万米ドルを超えない範囲の金額
 - 食品部門においては、純売上高（売上税を除く）の、最大5%相当の送金が、当該フランチャイズの主要商品であり商標の特産品である物に対するフランチャイズ料として認められる。この報酬の支払いについては、月払いが可能
 - その他の非製造業プロジェクトに対する手数料の割合および金額等については、純売上高（売上税は除く）の5%が上限
 - 非製造業に対する初期の料金の支払い期間は、5年を超えないこととする。期間の延長については、パキスタン政府、中央銀行による許可が必要

（出所）JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－5】貿易制度①

■ 商業省が輸出入に関わる制度を管理

輸入に関わる管理制度

- ・ 輸入業者登録制度は、2002年に廃止
- ・ イスラエル、インド、ケニア、コートジボワール、狂牛病感染国、H5N1型鳥インフルエンザ感染国 については輸入規制あり
- ・ 輸入政策令に基づいて、輸入禁止品目および輸入規制品目が以下の通り定められている

禁止品目

1. 宗教的感情や信条を踏みにじるような内容を含む商品、書籍、新聞等、輸入政策令(2020)のAppendix Aに記述されている44品目
2. 輸入政策令(2020)のAppendix C「中古品や使用済みの状態での輸入が不可な物のリスト」に記載される12品目
3. 偽造品

規制品目

1. 輸入政策令(2020)のAppendix Bに記述されている品目
2. 輸入政策令(2020)のAppendix Nに記述されている品目
3. 輸入政策令(2020)のAppendix Fに記述されているオゾン層破壊物質

輸出に関わる管理制度

- ・ 輸出業者登録制度は、2002年に廃止
- ・ アフガニスタン、インドへの輸出については規制あり
- ・ 輸出政策令に基づき、輸出禁止品目および輸出規制品目が以下の通り定められている

禁止品目

- 輸出政策令(2020)「付則1 (SCHEDULE- I)」に記述されている22品目
- ・ 絶滅危惧種
 - ・ 偽造品
 - ・ 砂糖
 - ・ 毒物、酒類
 - ・ 尿素
 - ・ 炭、薪
 - ・ 木材
 - ・ 対人地雷
 - ・ 古美術品
 - ・ 小麦粉
- 他

規制品目

- 輸出政策令(2020)「付則2 (SCHEDULE- II)」に記述されている20品目
- ・ イノシシの肉、皮
 - ・ ペットの犬、猫
 - ・ 一部農作物
 - ・ 綿
 - ・ 武器、弾薬
 - ・ ロケット、無人航空機
 - ・ 核物質
 - ・ 貴金属
 - ・ 手術器具
 - ・ タバコ
- 他

【Ⅳ－５】貿易制度②～WTO・他協定加盟状況

二国間 協定

＜締結済み＞

中国－FTA	モーリシャス－PTA
マレーシア－FTA	米国－TIFA
スリランカ－FTA	インドネシア－CEPに関する枠組協定
イラン－PTA	アフガニスタン－APTTA

＜交渉中＞

バングラデシュ－FTA	ブルネイ－FTA
タイ－FTA	モロッコ－PTA
シンガポール－包括的FTA	トルコ－FTA
ヨルダン－FTA	

多国間 協定

＜締結済み＞

SAFTA(南アジア自由貿易地域)
インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ブータン、モルジブ

TPS-OIC(貿易特惠システム－イスラム諸国会議機構)
トルコ、マレーシア、パキスタン、ヨルダン、バングラデシュ、イラン(更新した譲許表の提出済み国)

ECOTA(経済協力機構貿易協定)(現在不実施)
パキスタン、イラン、トルコ、アフガニスタン、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

D-8(イスラム開発協力会議)-PTA
バングラデシュ、エジプト、インドネシア、イラン、マレーシア、ナイジェリア、パキスタン、トルコ

GCC(湾岸協力会議)－経済協力に関する枠組協定
サウジアラビア、UAE、クウェート、カタール、バーレーン、オマーン

*FTA: 貿易協定
PTA: 特惠貿易協定

TIFA: 貿易投資枠組協定
APTTA: トランジット貿易協定

CEP: 包括的経済連携

(出所)JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－6】通貨規制

- 入国にあたり、外貨の持ち込みに関する制限はない。出国時は、1万米ドル相当までの外貨、1万ルピーまでのパキスタンルピーの持ち出しは認められている（インド行きの場合は3,000パキスタンルピーまで）
- パキスタン中央銀行（SBP）によると、パキスタンルピーの為替相場は、1999年5月より変動相場制を採用し、為替レートは需給に応じて決まるとされているが、為替相場の安定を維持する目的で、必要に応じてSBPが為替介入を行っている

通貨名		パキスタンルピー (PKR)
公示区分		×
仕向送金可否		○
被仕向送金可否		×
外貨預金	普通	×
	定期	×
為替リスクヘッジ	為替予約	×
	NDF	×
	通貨オプション	×

パキスタンへの 送金

- ・ 特段の規制なし
- ・ 日本からのパキスタンルピー建てでの送金も可能
- ・ 実需確認資料の提出が必要となる場合もあるため、事前の相談が必要

海外への送金

- ・ 送金の種類に応じた所定のフォームの提出とSBPの事前承認が必要

【Ⅳ－７】資金調達

- パキスタン中央銀行(SBP)は民間企業が外国の銀行や親会社から外貨建てで借り入れすることを認めているが、100万米ドル相当以上の場合はSBP宛ての登録が必要

国内における資金調達

設備資金の 調達

- ✓ 株式の購入を除くあらゆる目的のために、パキスタンルピーを現地から借り入れることが可能
- ✓ ローンの満期は3年以上

海外からの資金調達

プロジェクト ファイナンス

- ✓ プロジェクトの資本コストのために調達可能
- ✓ ローンの満期は3年以上
- ✓ 為替政策局の承認を得られた場合、プロジェクト完了後または3年後のいずれか遅い方の時点で、株式への転換が可能

運転資金

- ✓ 運転資金用に必要な外貨の調達は可能
- ✓ ローンの満期は6ヵ月～1年
- ✓ ローンは最短6ヵ月でロールオーバーが可能

(出所)JETRO、SBPより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－8】不動産関連情報

- Registration Act 1908において、不動産の登記に関して規定。Land Revenue Act 1967は土地の税務に関して、Transfer of Property Act 1882は不動産の売買について定めている

土地・不動産の 所有権

- ✓ 土地は、国有地、私有地、国・州に明確な権利保有者が不在である共有地に分けられ、一般的な保有権は、所有権、リース権、耕作権の3種類
- ✓ 個人・法人にかかわらず自由保有地を取得でき、共有地は慣習法に従い所有が認められる
- ✓ 法律によって登記が義務付けられてはいるが、自由保有地は家系によって代々継承されていることが多く、登記も減多に行われていない。また、各州は登記情報を集中管理するシステムを採用しておらず、各地方局によって異なる登記システムを採用
- ✓ ただし、イスラム法では、口承を認め、未登録の状態で土地のやり取りを認めているため、実際にどの程度の土地が登記済みなのか詳細を把握することは困難

外国企業の 所有権

- ✓ 外国企業の土地所有・不動産所有は認められ制限はないが、土地の購入にはパキスタン政府の許可が必要で、リースの場合は契約によって期限が異なる。通常は50年間契約で延長も可能
- ✓ 機密／防衛地区(Sensitive/Security zones)として公示されている地区を除き、プロジェクトの場所に関して州政府の同意証書(No Objection Certification)を取得する必要なし

外国人の 所有権

- ✓ 外国人個人の土地所有は原則不可

(出所)国土交通省「海外建設・不動産市場データベース」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

©2021 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。